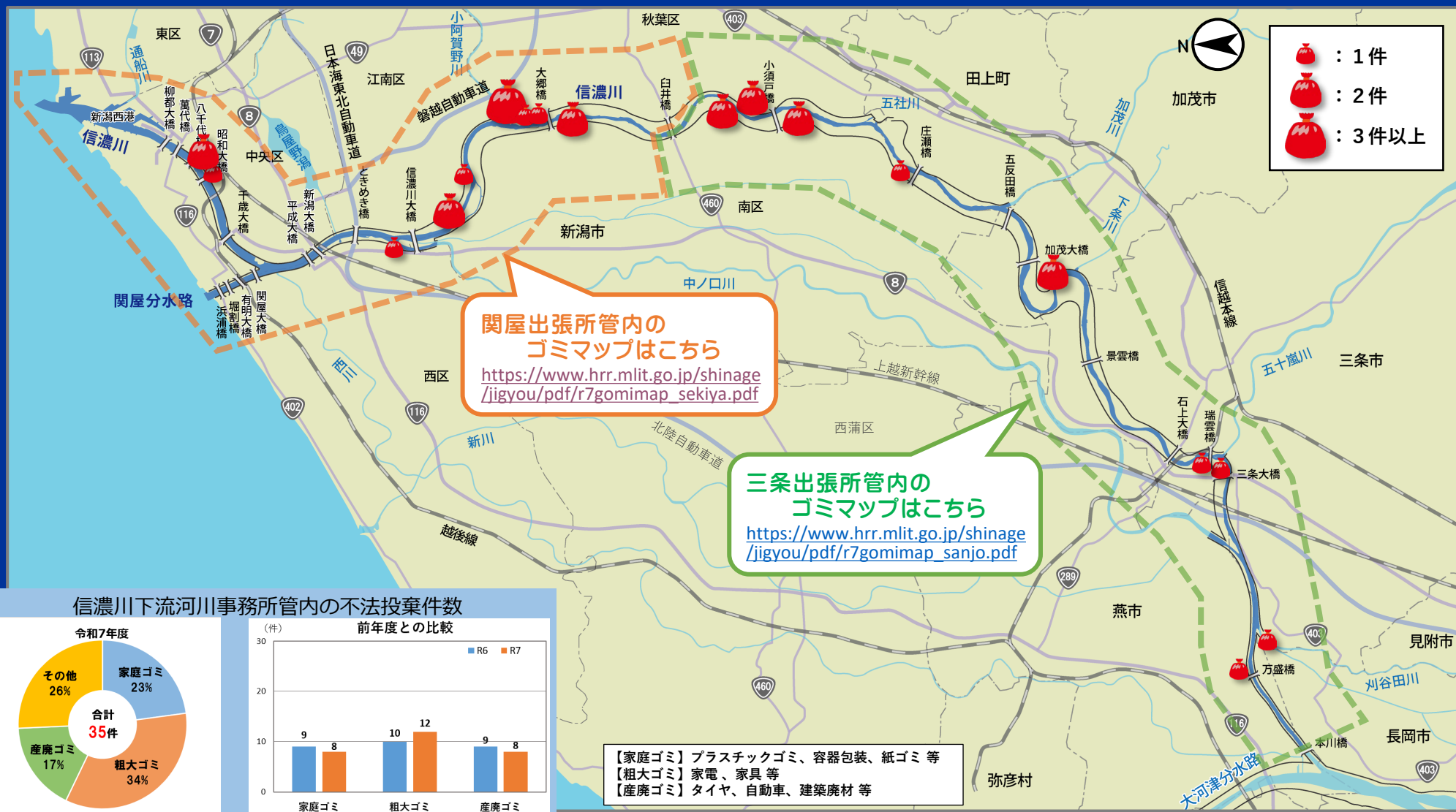


河川にゴミを捨てないで！

令和7年度 信濃川下流河川事務所管内 ゴミマップ



このマップの範囲内で不法投棄を見た、捨てられている場所がある等の情報がありましたらご連絡をお願いします。

河川へのゴミの不法投棄は**犯罪**です

法律により厳しく罰せられます。

●河川法第29条、第109条
 施行令第16条の四第一項、第59条
 3ヶ月以下の懲役又は20万円以下の罰金

●廃棄物の処理及び清掃に関する法律第16条、第25条
 5年以下の懲役若しくは
 1,000万円以下の罰金又はその両方



国土交通省
 信濃川下流河川事務所

